

別紙 2

(別表 1) 業務の区分 (△は一部負担)

項目	内容	受注者	発注者
運営	事業運営の企画	○	
	保護者との連携	○	
	運営委員会の実施	○	
	保護者会の実施	○	
	学校との連携 (日常的な内容)	○	
	学校との連携 (重要な内容)	○	○
各種報告書類の作成		○	
入退会手続き	申込書の作成		○
	申請書類の配付	○	
	申請書類の保管	○	
	申請受付及び許可通知		○
	入退会届の受付	△	○
利用料の徴収			○
運営費の徴収		○	
保険料の徴収		○	
消耗品代	クラブ運営で必要となるもの (予算の上限あり)		○
職員の労務管理	採用、配置、給与の支払い	○	
	職員への指導・指示	○	
	研修の実施	○	○
	健康診断	○	
安全管理	施設の安全点検・避難訓練等	○	
	防火管理者		○
	事故発生時の対応 (タクシーでの病院搬送含む。 タクシー代は発注者が負担)	○	
	事故報告書の作成	○	
施設管理	施設内外の清掃	○	
	施設の修繕		○
苦情・要望	業務の運営面に関するもの	○	
	施策や要望に関するもの		○
引継ぎ	事業者が変更となった場合	○	
その他	想定外の業務が発生した場合	協議	

(別表 2) 費用の区分

項目	内容	受注者	発注者
施設・設備等の使用	電気代・水道代		○
	固定電話代		○
	W i - F i 使用料		○
備品			○
消耗品代	コピー用紙、洗剤、医薬品等		○
保険料	傷害保険	○	
	損害賠償責任保険	○	
その他	職員人件費	○	
	事業者の故意又は重過失による破損	○	

(別表3) リスクの区分

項目	内容	受注者	発注者
法令変更	事業の運営に影響のある法令の変更	協議事項	
不可抗力	自然災害等による開設の変更・中止・延期	協議事項	
業務内容の変更 委託料変更	児童数増などによる事業拡大	協議事項	
	児童数減による事業縮小	協議事項	
	医療的ケア児・肢体不自由児等の受入れに伴う業務量の変更	協議事項	
事業の中止・延期	発注者の責任によるもの		○
	受注者の責任によるもの	○	
	受注者の事業放棄・破綻	○	
引継ぎ	放課後児童健全育成事業開始前の準備行為	○	
	事業者変更による引継ぎ	○	
児童の事故	傷害保険	○	
	損害賠償責任保険	○	
	受注者の責めに帰すべき事故で発注者に損害が及んだ場合	○	
第三者賠償	業務中において、第三者に損害を与えた場合	協議事項	
職員の事故	通勤・業務中の事故	○	
	施設の瑕疵によるものなど、市の責めに帰すべき事故		○
施設の破損	通常の事業運営において生じたもの		○
	受注者の故意または過失によるもの	○	